

令和2年5月15日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

東北経済産業局から、下記事業者による指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり東北経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

(対象事業者)

・日本瓦斯株式会社	法人番号：9010001061924
・トーホクガス株式会社	法人番号：4370001011369
・株式会社ミツウロコヴェッセル東北	法人番号：6390001004641
・カメイ株式会社	法人番号：5370001003340
・盛岡ガス株式会社	法人番号：9400001001576
・鶴岡瓦斯株式会社	法人番号：5390001007331
・株式会社エネサンス東北	法人番号：1370201002757
・ミライフ東日本株式会社	法人番号：6370001012745
・東部液化石油株式会社	法人番号：1010001051800
・岩手中央農業協同組合	法人番号：8400005002373
・株式会社鈴憲商店	法人番号：8370601000429
・ツネマツガス株式会社	法人番号：2370001005579
・遠藤商事株式会社	法人番号：2390001000223
・山形酸素株式会社	法人番号：5390001002027
・盛岡ガス燃料株式会社	法人番号：6400001001579
・会津ガス株式会社	法人番号：6380001017108

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20200515東北第32号
令和2年5月15日

東北経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和2年5月15日付け20200515東北第1号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。